

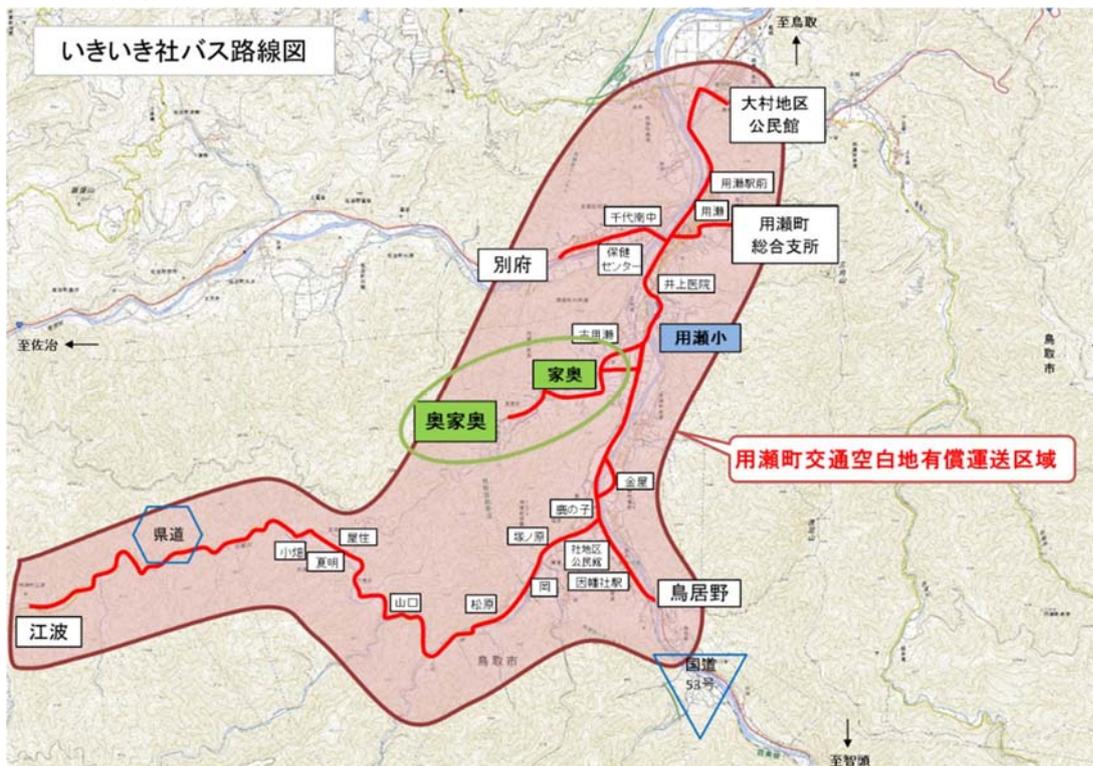
## いきいき社バス運行開始における 旅客から収受する対価について

本年第4回生活交通会議の議案4におきまして、令和4年4月からいきいき社まちづくり協議会による交通空白地有償運送「いきいき社バス」の運行につきまして合意いただきました。

そのなかで、旅客から収受する対価についての説明において、小学生の定期券については地域での協議が整い次第改めてお諮りさせていただくこととしておりましたが、その後地域での合意がとれましたので改めてご説明するものです。

### 概要

現在、「家奥、奥家奥」の地域には小学生が数名おり、バスが通っていないため保護者が引率し片道40分程度かけて用瀬小学校に徒歩で通学しています。この度「いきいき社バス」を開始するにあたり、いきいき社バスでの通学が地域の総意となったため、旅客から収受する対価について定めるものです。



### 協議事項

小学生の定期券額は「200円に有効期間内の授業日数を乗じた額（上限あり）」としておりますが、上限を下記のとおり設けることとします。（片道のみ利用の場合は半額とします。）

区分 \ 日数	日数		
	1日～10日	11日～20日	21日～1ヶ月
第1子	810円	1,620円	2,430円
第2子	405円	810円	1,215円
第3子以降	0円	0円	0円

※鳥取市教育委員会学校保健給食課の遠距離等通学費補助制度を準用